

山梨県私立高等学校等奨学給付金 『家計急変世帯への支援』のご案内

■ 制度の概要

- 山梨県では保護者等の負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、高等学校等に通う高校生等がおり一定の基準に該当する世帯に対し、返済不要の「山梨県私立高等学校等奨学給付金」を給付しています。
- 失職・倒産・疾病・新型コロナウイルス感染症等の影響により保護者等の収入が激減した家計急変世帯についても対象となります。

■ 対象となる世帯

- 保護者等が山梨県内に住所を有する世帯
 - ※保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除きます。
 - ※保護者等が山梨県外に居住し、山梨県内の高等学校等に在籍している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
- 高等学校等就学支援金、高等学校等学び直し支援金、高等学校等専攻科修学支援金のいずれかの支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯
- 家計が急変し、保護者等が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯」又は裏面の「給付額（生徒 1 人あたり）」の表の 2、3 に相当すると認められる世帯
 - ※生業扶助受給世帯（生活保護受給世帯等）の方は 9 月 1 日（10 月 31 日）締め切りの奨学給付金申請で申し込んでください。

■ 支給決定方法、提出書類

家計急変の発生事由を証明する書類等により家計急変発生後 1 年間の年収見込額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定します。

【提出書類】

- ①高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書
- ②在学証明書(県外の私立高等学校等に在学する高校生等)
- ③生徒の国籍確認書類
 - 【生徒の国籍が「日本国」の方】：生徒本人の住民票の写し（原本）
 - 【生徒の国籍が「日本国以外」の方】：以下のいずれか
 - ・生徒本人の特別永住者証明書の写し
 - ・生徒本人の在留カードの写し
 - ・生徒本人の住民票の写し（原本）※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの
 - ※在留資格が「家族滞在」の場合は以下の書類も提出
 - 生徒本人の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
- ④家計急変の発生事由を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、収入減少による国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書等)
- ⑤家計急変前後の収入を証明する書類(保護者等全員の最新の課税証明書の写し、会社作成の給与見込、直近の給与明細書（直近 3 ヶ月分）、年間収支見込計算書、税理士作成証明書等)
- ⑥保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類（扶養親族全員の健康保険証の写し、国民健康保険の場合は保険証と扶養誓約書）
- ⑦口座振込依頼書（振込口座の通帳のコピー（表面及び 1 ページ目）添付）

■ 申請時期

家計急変後、随時（令和9年2月まで）

■ 申請書提出先

各学校の担当者（**県外の私立高等学校等に在籍している高校生等の保護者**は山梨県総合県民支援局まなび支援課 私学振興担当へ郵送または持参してください。）

■ 給付額（生徒1人あたり）

世帯種別			給付金額(年額)	
	家計急変後の世帯年収目安	家計急変後の保護者等全員の 県民税所得割額・市町村民税 所得割額の合算額	全日制	通信制
1	約 270 万円未満世帯	非課税世帯	152,000 円	52,100 円
2	約 270～380 万円未満世帯	105,500 円未満	50,670 円	17,370 円
3	約 380～490 万円未満世帯	105,500 円～182,500 円未満	38,000 円	13,030 円

※世帯年収は、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合の目安です。実際の判定は 県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額で行います。

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍生徒（R8 新入生である留学生を除く）は、住民税非課税世帯への支援のみ対象です。

※給付額は6月末までに家計急変した場合の額。7月以降に家計急変した場合は月割換算となります。

◆問い合わせ先 山梨県総合県民支援局まなび支援課 私学振興担当

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 【電話】055(223)1322